

社会福祉法人鳥取県共同募金会三朝町共同募金委員会助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮せる福祉の町づくりを推進することを目的として活動する福祉団体やNPO・ボランティア団体等を応援するため、三朝町共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定める。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象とする団体は、三朝町内のみで活動を行う、営利を目的としない次の団体とする。

- (1) ボランティアグループ、福祉団体、NPO団体等
- (2) 集落、地縁団体等
- (3) 社会福祉法人、その他本会が適当と認めた団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、社会福祉を目的とする事業で、本会が必要または効果が高いと認める事業とし、次の事業は助成の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 政治、宗教、組合等の運動の方法として行う事業や営利を目的としたもの。
- (3) 国または地方公共団体が設置または経営し、その責任に属するとみなされるもの。
- (4) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (5) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (6) その他、本会において適当と認められないもの。

2 助成金は、申請した翌年度の事業費に充当することとする。ただし、歳末たすけあい事業にあっては、申請した年度とする。

(助成の種類と金額等)

第4条 助成の種類と金額は、次のとおりとする。

(1) 三朝町社会福祉協議会事業助成

ア 助成の種類

地域福祉活動計画等に基づき、三朝町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に対する助成

イ 助成の対象としない経費

施設整備、機器等の維持管理経費。事業に直接関係しない経費。その他本会が不適当と認める経費。

ウ 1事業につき、必要と認める事業費の3/4以内で、50万円を上限とする。

ただし、本会会長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 公募による地域福祉事業助成

ア 助成の種類

三朝町社会福祉協議会以外の団体等が実施する地域福祉活動に対する助成

イ 助成の対象としない経費

施設整備、機器等の維持管理経費。交流会等の飲食費、人件費、その他本会が不相当と認める経費。

ウ 助成基準額

1 団体、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費の 3 / 4 以内で、1 0 万円を上限とする。

(3) NPO・ボランティア団体福祉活動助成

ア 助成の種類

NPO・ボランティア団体が行う、地域福祉及び在宅福祉の推進のための先駆的・開拓的な非営利活動に対する助成

イ 助成対象としない経費

(ア) 交流会等の飲食費、人件費、その他本会が不相当と認める経費。

(イ) 介護保険または障害者総合支援法に定める各サービス実施のための経費。

(ウ) 領収書をとることができない経費及び他の事業と共用の経費で、領収書を分けることができない経費。

ウ 助成基準額

1 団体、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費の 3 / 4 以内で、1 0 万円を上限とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費については、事業を実施するにあたり直接必要なものだけを対象とする。

(助成の申請)

第6条 共同募金の助成を受けようとするものは、定められた期間内に、別に定める助成申請書に必要な書類を添付し、提出するものとする。

(助成の内定及び決定)

第7条 申請者への助成の内定は募金活動の開始までに通知し、決定は鳥取県共同募金会から本会へ地域助成額の決定があつてから通知するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第8条 被助成者は、助成決定後、やむを得ない事情により、事業の内容又は経費（総事業費の 20%以上）を変更する必要がある場合、若しくは、事業費の変更により助成額の変更が生じた場合は、事業着手前に、別に定める変更申請書を本会を經由して鳥取県共同募金会に

提出し、承認を得なければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、助成決定後、被助成者の請求により交付することとする。

2 被助成者は、第1項による助成金を受けようとするときは、別に定める助成金請求書を本会に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第10条 被助成者は、助成事業完了後、直ちに別に定める報告書に必要な書類を添付し、助成金使途を明らかにし、本会へ提出しなければならない。

(助成事業の調査及び監査)

第11条 本会は、助成申請者及び助成申請事業について、適時、調査する。

2 本会は、被助成者に対して、助成の使途に関係ある範囲で、適時、監査を行う。

3 被助成者は、本会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を呈示し、監査を拒むことはできない。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 被助成者が次に該当する場合は、助成決定を取消し、あるいは助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 経営状況が極めて不良と認めた場合。

(2) 経理状況が極めて不良と認めた場合。

(3) 助成決定後、事業の一部または全部を廃止した場合。

(4) 助成事業を実施する見込みがないもの。

(5) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄について、その努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。

(6) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。

(7) その他本会が不適當を認めた場合。

(助成事業の広報)

第13条 被助成者は、住民等に対して助成事業について有効な広報に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取り扱う。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

但し、第4条第(2)項については、平成26年4月1日より実施する。

